

第41号議案

文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成28年4月12日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区学校運営協議会規則の一部を改正する規則

文京区学校運営協議会規則（平成二十三年三月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。  
第六条第二項を次のように改める。

2 委員は、再任されることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

文京区学校運営協議会規則

新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第五条 （略）</p> <p>（任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年とする。</p> <p>2 委員は、<u>再任される</u>ことができる。</p> <p>3 委員の辞任等によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。</p> <p>第七条～第十九条 （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第一条～第五条 （略）</p> <p>（任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年とする。</p> <p>2 委員は、<u>再任することができる。ただし、再任は二回までとする。</u></p> <p>3 委員の辞任等によって新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定学校の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。</p> <p>第七条～第十九条 （略）</p>